（別記）　　（公表様式１）

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名　　称	NPO法人だれにも音楽祭
所　在　地	上益城郡益城町福富822-203
評価実施期間	R4年6月1日～R5年4月18日
評価調査者番号	① 第17-004号
	② 第14-005号
	③ 第17-001号

1　福祉サービス事業者情報

（１）事業者概要

事業所名称：ないろこども園 （施設名）	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：宮﨑　恵美香 （管理者）	開設年月日： 昭和５５年４月１日
設置主体：社会福祉法人上ノ郷福祉会 経営主体：社会福祉法人上ノ郷福祉会	定員：１２５名 （利用人数）
所在地：〒861-4136 熊本市南区荒尾１丁目１７番１５号	
連絡先電話番号： ０９６―３２０―０８８８	ＦＡＸ番号： ０９６―３２０―０８８７
ホームページアドレス　http://www.kaminogou.jp	

（２）基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
乳幼児の保育	入園式・進級式・運動会・保育参観・保育参加・夏祭り・発表会・クリスマス会・卒園お別れ会・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
木造２階建て 乳児ほふく室、１歳児保育室、２歳児保育室、３～５歳児保育室、ランチルーム、一時保育室・子育て支援室・事務所	園庭・厨房・多目的トイレ・沐浴室・駐車場

職員の配置

職　種	常 勤	非常勤	資　格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士資格	2	2
副園長	1		幼稚園教諭Ⅱ種免許	１６	3
主幹保育教諭	2		子育て支援員		2

	副主幹保育教諭	2		看護師免許		1
	保育教諭	１４	5	栄養士資格	1	
	子育て支援員	1	1	調理員免許	1	
	看護師		1			
	栄養士	1				
	調理員	1	2			
	事務員		2			
	用務員		1			
	学校薬剤師		1			
	嘱託医（内科・歯科）		2			
	合　　計	２３	１５	合　　計	２０	8

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2　理念・基本方針

基本理念

豊かな心と健やかなからだで未来へはばたいていこう
～まんなかに子どもがいることがみんなの笑顔になる～

教育・保育方針

◆子どもの自己肯定感を育てる
◆子どもの自己決定を尊重する
◆子どもの自己実現する喜びを育てる
◆子どもの笑顔を大切に笑顔で子ども達に接する

3　施設・事業所の特徴的な取組

３歳未満児クラスでは担当保育者が食事・排泄・衣類の着脱や遊び等を個々の成長に合わせて行うことで、担当保育者と子どもの愛着形成を促せるようにし、子どもの情緒が安定して生活できるようにしています。

３歳以上児クラスでは異年齢保育を行い、３～５歳児の違う年齢の子ども達と関わることで、多様な人との関わりや遊びが体験できるようにしています。年長の子どもという「遊び方や人との関わり方のモデル」が身近にいることで、子ども同士で学び合えるような環境を整えています。

又、全年齢で保育室には年齢や季節に応じた複数の遊びのコーナーやくつろげるソファー等を設置し、子ども達の自主性を尊重し、子ども達が自主的に遊びを見つけ、保育者と一緒に遊んだり、子ども同士で遊べる環境を整えています。 給食について３歳以上児はセミバイキング方式を実施しております。教育・保育要領にある「食を楽しむ」ことに基づき、全年齢にわたり個人に合わせた食事量に調整し、食べる楽しさを体験できるようにしています。 歩き始めた頃から室内および園庭でも「裸足」ですごすことを基本としています。地面の寒暖差など季節の変化や地面のおうとつを裸足（体）で直に感じられる体験ができるようにしています。又、３歳以上児になると木製の下駄をはいて遊ぶ経験をもうけています。

4　第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和４年６月１日（契約日）　～ 令和５年４月１８日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（　　年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 保育内容、食事内容をフェイスブックで毎日公開

毎日欠かさず教育・保育（支援）の様子を、アップしています。子どもたちの生活の様子が、公開されたフェイスブックや保護者専用のアプリで、常に確認できます。食事の様子も同じです。地域住民から見ても、園で何が行われているのかを理解でき、園から要請があれば協力しやすいものです。福祉施設の情報公開が、ほぼ完璧です。

2 卒園生が顔を見せる園

4月は卒園生が小・中学校の晴れの服を着て、その姿を見せに来ます。それはまるで自宅に帰って来るかのようでもあります。何か安心できる空間になっているかのようです。

縦割り保育で兄弟姉妹のように仲良く育ってきている印象もあります。年の違う友達がたくさんいて、核家族にない魅力があるのかも知れません。

「保育園DE成人式」というイベントもあり、卒園児が二十歳になって成長した姿を見せ、卒園後も交流しています。

3 事業報告書の中心は「保育内容（支援内容）」のふり返り

保育所設置の目的は、子どもの“人としての尊厳”確保し、子どもの権利（意向の尊重・自己決定・自己実現）が行使できるよう支援すること（評価基準）とされていますが、事業報告は「教育・保育内容（支援内容）」の振り返りを中心に据えた、評価基準が期待する利用者中心の記述となっています。中長期計画書・事業計画書も同様です。

4 楽しいレストラン

自由遊びで「自分の気持ちを解放」した子どもたちは、11：30～13：30の間の食べたい時間に、連れ立ってレストランに行きます。ひとりで行く子、数人の子、保育士と一緒の子など様々ですが、「一緒に食べたい」という気持ちを大切にしています。

子どもの意向を尊重するセミバイキング方式（＝食べる量を伝える）で、自己決定を繰り返しながらその経験を蓄積し、将来「自己実現を展開するシーン」での正しい選択に資するものと推測されます。

食器はすべて陶器か磁器にし、トレイ・椅子は木製です。壊れやすいものですが体になじみやすく、白ご飯をおいしく食べられるようになる、きっかけにもなっています。食事の後には、使ったトレイ等をきれいにして返す習慣が、自然に行われています。

5 保護者がクラスで受け渡し

子どもの登降園は保護者がクラスまで赴いて行われ、担任とコミュニケーションができます。

玄関は登録された静脈認証により開閉され、部外者をシャットアウトして、防犯が行き届いています。

クラスで受け渡しすることにより、毎日が参観日のようでもあり、子どもにストレスをかけることなく、子ども・保護者・園の連携が取れています。

6　保護者支援

「虐待防止の要は保護者支援」にあることから、保護者の抱える様々な悩みを受け止め、一緒に考えられるように、相談しやすい雰囲気作りを心掛けています。

虐待防止に対する園の考え方を、POLICY BOOK（おうちと保育園をつなぐ本）で、示しています。

7　苦情処理結果を公開

保護者が閲覧できる事業報告書の中に、年間の「苦情内容」・「対応と結果」について詳しく公開し、透明性の高い運用がなされています。「ヒヤリハット」についても同様で透明性があります。

8　なないろミニルーム（園の親子体験会）を年9回実施

例えば、「わらべうたや滑り台」等を保育士と親子で一緒に楽しみます。「だるまさんのポットン落とし」を、製作することもあります。通園していない家庭の子育ての悩みを受け止め、園利用の見通しが立てやすくなります、

9　年休の完全取得とノンコンタクトタイム

15年ほど前から、ノンコンタクトタイム（勤務時間内に保育士が子どもたちと離れる時間）を取り入れ、昼食時間は別に子どもの昼寝時間を中心に1時間設けています。年休の完全消化もなされて、離職率は少なくなっているようです。

10　隣接する小学校・アクアドーム

園は熊本港へ行く幹線道路のそばにあり、小学校とアクアドームの間にあって、子どもの成長を助け小学校と連携しやすい環境です。

周りには田んぼやビニールハウスといった農地が残っていますので、食育の環境も十分です。

◆改善を求められる点

1　タオル掛けの状態

フックの間隔が狭く、家庭からそれぞれ持参した手拭きタオルが、触れ合っています。全国展開する保育用品会社の製造ですが、感染症対策としては、科学的見地からの改善が望まれます。

2　体罰・公益通報の対応システムづくり

“保護者による体罰”への対応システムはありますが、“職員・管理者による体罰”への対応システムは明確化されていません。児童福祉法の体罰禁止規定有効化に特化した、対応システム作りが期待されます。

評価基準が例示している「公益通報窓口の設置」も同じです。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園では毎年評価基準表を用いて独自で自己評価に取り組み、状況を分析し自分達なりの改善に努め保育運営を実施してまいりました。この度、初めて第三者評価を受審し市民の立場からの目線で評価をいただき、保育施設としての役割やあるべき姿、現状の不足部分を再確認でき、改善点に明確に気付く貴重な機会となりました。今回、当園の保育内容や取り組み等、日々の積み重ねに高評価をいただき、職員の自信や励みとなりました。今後も今回の結果を真摯に受け止め、日々の保育の見直しや改善をさらに進めていきたいと思います。

第三者評価の準備や書類提出をする過程で、職員間で幾度も話し合い情報共有した中で多くの気付きがあり、様々な改善を図ることができました。第三者評価の目的が保育の質の向上・維持にあることを実感し、今後の保育に貴重な財産となりました。評価の課題については、改善をすすめているところです。

今後も園において子どもの権利が行使され、子どもの最善の利益のために、私達は今回戴いた評価結果を基に職員間で研鑽をはかり、子どもの育ちを支え、保護者支援、子育て支援等の地域福祉に貢献できるよう一層の努力と改善を図って参ります。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（参考） 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者	96	
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

（別紙）

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

〈共通評価基準〉

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-（１）-①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人理念は、「まんなかに人　みんなが笑顔　かみのごう福祉会」であり、「まんなかに人」という「子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢」（評価基準）を表しています。 このことが、「子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られる」（評価基準）ような保育の提供につながっています。 保護者や職員に向けた周知は、3 月の入園説明会・新年度会議で行われています。		

Ⅰ－２　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ－２－（１）-①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 JR 駅の新設に伴う利用者増は、住宅の著しい増加にも表れています。 市南部の利用者数の推移を中長期的に予測して、経営課題を明確にしています。旧園舎所在地から現在の地への移転も、その一環として行われています。 課題の一つであった発達支援対策も、法人の新たな事業として始動しました。		
3	Ⅰ－２－（１）-②　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 経営状況や改善すべき課題について、全職員対象の「フィードバックミーティング」を、2 週に一度、「経営会議・運営会議・リーダー会議・クラス会議」を、月一回のペース行っています。 増える園児数に対して支援の質が低下しないように、コミュニケーションを図っています。		

Ⅰ－３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ－３－（１）-①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
6年スパンの中長期計画は保育（利用者支援）内容をその中心に据え、利用者数の推移を予測し、職員増員数・年休取得目標・収支差額等を数値で明らかにした分かりやすいものです。
「公益的取り組み」・「地域交流」も充実しています。

5	Ⅰ−3−(1)−② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
単年度事業計画は、「保育（支援）内容」を中心に据え、「教育・保育内容」という形で、以上児・未満児毎に分けて記載してあります。
評価基準は、「内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であること」としていますので、頻度が予測できる支援内容については、可能な限り数値目標を提示することが期待されます。

Ⅰ−3−(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	Ⅰ−3−(2)−① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
3月の「自己評価」や「新年度会議」、2週に一度の全職員対象の「フィードバックミーティング」、月一回の「経営会議・運営会議・リーダー会議・クラス会議」で、課題の収集が行われています。
段階を踏みながら意見反映が行われる仕組みです。

7	Ⅰ−3−(2)−② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
入園のしおり・POLICY BOOK（おうちと保育園をつなぐ本）・事業計画書の中で、明らかにしています。
3月の保護者説明会で全世帯に周知され、アプリでも配信し、理解を深めています。

Ⅰ−4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ−4−(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ−4−(1)−① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
「ボランティア受け入れ対象」・「地域の子育て支援」・「障がい児保育」・「子どもとの接し方（言葉）」等について課題があると認識し、一覧化しています。
第三者評価の受審は定期的ではなく、今回が初めてです。

9	Ⅰ−4−(1)−② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
自己評価等による課題の一覧化・改善策はありますが、期限が明らかでないものがあります。評価基準は「改善実施計画」を求めており、期限がなければ改善実施が保証されず、改善が足踏みする恐れがあります。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１　管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）　管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 リクルートブックの「職員業務分掌」の中で 20 の業務を示し、職責を明らかにしています。 保育所保育指針の、「施設長の責務と専門性の向上」を基に説明しています。		
11	Ⅱ－１－（１）－②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 “保護者による体罰”への対応システムはありますが、“職員による体罰・管理者による体罰”への対応システムは明確化されていません。児童福祉法の体罰禁止規定有効化に特化した対応システム作りも、期待されます。 評価基準が例示している「公益通報窓口の設置」も期待されます。 パワハラ相談窓口の提示は、雇用契約書の中に記載があります。		
Ⅱ－１－（２）　管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－①　保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 保育の現状については、行事が終わるごとに保護者アンケートを年 3～4 回実施して、保護者の意向を把握するようにしています。 職員の意見は「1 対 1 ミーティング」で、意見交換しています。園長等管理者は全身全霊で、質の向上に取り組んでいます。		
13	Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 15 年前から、「ノンコンタクトタイム制」を導入し、1 時間以上は子どもから離れる時間を確保し、業務の軽減・実効性の向上に努めています。11：30～14：30 の間フリーの保育士・正副主任制を活用しています。 場所を変え、子どもから離れる時間を取ることで、何のための行事か・業務が重複していないかを、一歩離れて客観視できる制度になっています。 労働環境が良くなり、定着率向上につながっていると推測されます。		

Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 「保育士の一日」というユーチューブ（3 分間）を配信し、一日の仕事の様子を公開しています。6 月頃に保育士養成校（15 校余り）を訪問し、園を紹介しています。 園の仕事内容を知ってもらうために、園の見学会を 3 回ほど開催します。採用試験は秋に行われています。就職前研修も創業の精神から理解を深めています。		

15	Ⅱ－２－（１）-②　総合的な人事管理が行われている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
「期待する職員像」については、職員向けの「理念ブック」の中で「13 の職員像」を明らかにしています。
人事基準は就業規則にあります。個々の職員とのコミュニケーションを、１月の希望調査や 2 ケ月に一度のフィードバックミーティングで、漏れがないように図っています。

Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ－２－（２）-①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
年休取得率は、ほぼ 100%です。仕事の持ち帰りはありません。早出・遅出があり時間外勤務は、ほぼありません。クラスだよりは ICT 化されています。
パワハラ・セクハラの相談窓口が、雇用契約書に明記されています。

Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ－２－（３）-①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
個人目標シートがあり、クラス目標を踏まえた個人目標を設定し、途中進捗状況を確認し、改善状況が明らかにされるようになっています。
2 週ごとの 1 対 1 のフィードバックミーティングで、意思疎通が図られています。

18	Ⅱ－２－（３）-②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
職員向けの「理念ブック」の中に「13 の職員像」があり、就業規則に「職位基準」があります。
外部研修はコロナ禍の影響でオンライン研修が多かったこともあり、一人平均 5 回になっています。

19	Ⅱ－２－（３）-③　職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
職員別研修履歴等があります。給食部門の場合は、行政によるもの 3 回・保育団体によるもの 4 回研修があり、適切に参加しています。看護師の場合は、安全管理の研修があります。

Ⅱ－２－（４）　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	Ⅱ－２－（４）-①　実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
マニュアルがあり基本姿勢を明らかにしています。年間 3 人ほど実習し期間は 2 週間ほどです。
実習指導者である主任に対し、人材育成研修を行っています。

Ⅱ－３　運営の透明性の確保

	第三者評価結

		果
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 ほとんどの情報が保護者に配信されています。保育内容（支援内容）・食事内容については、フェイスブックでも市民向けに公開しています。 第三者評価受審は今回が初めてで、評価基準が期待する定期的なものではありません。		
22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 少子化が進む中にあって、定員を超えた115%の稼働率を維持しています。15年先まで予測して新園舎への移転となりました。 大規模法人ではないため、評価基準が期待する「外部の専門家による監査支援等」は行われていません。		

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 子育て支援室があり、未利用の家族に対して、オモチャ作り等の支援をしています。 夏祭りには地域の方が30～40人参加されます。高齢者施設を年長クラスの25人が、毎月1回訪れ交流しています。 地域の団体にも、会議の場所として提供しています。		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 ボランティア受け入れについての基本姿勢があり、年3回20人ほど受け入れています。 接し方のオリエンテーションでは、禁止用語の理解と確認・写真の禁止等が説明されます。 子どもの社会性を培うとともに、若い世代にも子どもとの接し方を学んでほしい願いがあります。		
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 2か月に1回開かれる区の子育てネットワークで、民生委員等と情報交換しています。 園を利用していないことで孤立があるかもしれない家族とも、園の見学会等でつながりたいと願っています。 運動会は隣接する小学校で行われ、理解と連携が進んでいます。		
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人の運営する「季の庭カフェ」や「いきいきサロン」（コミセンでの体力測定・体操等）、		

地域回覧板への掲載、行事への参加者からの情報をもとに、地域の福祉ニーズや生活課題把握に努めています。 法人は「病中・病後児」施設、児童発達支援施設も展開しています。		
27	Ⅱ－４－(３)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人は、生活困窮者レスキュー、高齢者自主避難サポート、いきいきサロンなど、多岐にわたって事業を実施しています。 生活困窮者レスキューでは、法人内の施設の一室（畳・台所・風呂付）を解放します。 「季の庭カフェ」では、スイーツづくりも行われています。		

Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１　利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－(１)　利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ－１－(１)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 入職時は、保育指針・職員向けポリシーブックで、丁寧な保育に努めるよう 3 日間かけて研修があります。新年度会議が 6 時間かけて行われ、「パニック時は 1 対 1 で対応する」などの共通理解がなされます。子どもは 4～5 歳児でも、理解には時間がかかる場合がありますが、必要なことは「繰り返しゆっくり伝える」ようにしています。		
29	Ⅲ－１－(１)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 マニュアルがあり入職時に説明しています。失敗しても自尊心を傷つけないように、晒すことなく個別の場所で落ち着かせ、対応しています。トラブルを伴うものも同様です。 SNS 発信の場合の写真の可否も、入園時保護者に伺っています。		
Ⅲ－１－(２)　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－(２)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 園情報は、市役所・区役所や近くのスーパー・小児科で、提供されています。問い合わせや見学は毎月あります。 ユーチューブを見ておられる場合もあり、直近の情報への更新を心がけています。		
31	Ⅲ－１－(２)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 園のしおりで詳しく説明し同意を得ています。令和 4 年度こども園に移行したことで、幼稚園要件・3 歳以上児/未満児の教育/保育内容について説明し、同意書を頂いています。		
32	Ⅲ－１－(２)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 引っ越しによる転園・小学校への進学については、「要録」を送ります。「幼・保・小・中		

地域連携」があり、年3回ほど会議があります。園の主幹が担当窓口です。		
Ⅲ－１－（３）　利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－①　利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 行事の後、年3～4回アンケートを頂いています。「子ども姿が見えにくかった」というご意見には、立ち位置を工夫しています。場所の変化に適応しにくい子どもも、担当保育士がそばにいることで楽しく参加出来ました。 発表会をユーチューブで配信し、祖父母との育ちの共有も出来ています。		
Ⅲ－１－（４）　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 入園のしおりにおいて、「相談窓口/責任者」・「第三者委員（3名）」を明らかにし、事業報告書において、その結果を報告（4件）しています。 同時に園内で起きたヒヤリハット事例（19件）も、事業報告書で公開しています。		
35	Ⅲ－１－（４）－②　保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 POLICY BOOK（おうちと保育園をつなぐ本）で、相談窓口・ご意見箱・登降園時・連絡帳等での利用を案内しています。相談場所は、子育て支援室等です。 「子どもへの叱り方がキツイ」というご意見に対しても、職員の言動に問題はなかったか状況を確認しています。		
36	Ⅲ－１－（４）－③　保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 開かれた園を目指して、15年前から登降園時に、保育室まで入ることが出来ます。日常から子どもの状態を、保護者と共有しています。保護者との個別面談を、年2回設けています。 地域から、「交差点で一旦停止しない送迎車がある」との声に対しては、全保護者に対してアプリで、「交通ルールを守って頂くよう」周知を図りました。		
Ⅲ－１－（５）　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 リスクマネジメントに関する責任者（園長）を定め、事故防止委員会（園長・主幹主任。保育士等）を設置した体制を整備しています。 「危機管理マニュアル」があり「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」には発生の状況から対応、再発防止迄記録されております。 事例に基づいた安全確保・再発防止については検討が行われ、職員会議で周知する取り組みがあります。 防犯カメラ10台（外部3台・各保育室等）と遊具の安全点検確認は、毎月主幹保育教諭が点検表で行い、安心・安全のための組織的な取り組みが行われています。		
38	Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
感染症予防のための消毒は、おもちゃ・ドア・床等はポラリエット（弱酸性次亜塩素酸水）で毎日行っています。
嘔吐物に関しては、適切に対応出来る様に「嘔吐物処理セット（エプロン・マスク・手袋・次亜塩資産消毒液等）」が各クラスに置かれており、排泄、嘔吐物処理手順も明示されています。
感染症マニュアルは年１回、衛生管理委員会で見直しが行なわれています。
子どもたちは手洗い後には各家庭から持参した個別のタオルで手拭きを行っていますが、タオル掛けのタオル同士の接触が見られます。今後感染予防のため、接触しない工夫が望まれます。

39	Ⅲ－１－（５）－③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
災害訓練年間計画があり、火災・水害・地震等に対して、対応出来る様に毎月避難訓練が実施されています。訓練後には各クラスの行動の振り返りと反省が記録されています。
災害時の職員の対応の体制として「自衛消防組織編成表」を作り、具体的な行動分担（通報・消火班・搬出救護班等）が決められています。
食料や備品等の備蓄管理者は副園長とし、4 月に備蓄リストで点検し、整備が行われています。

Ⅲ－２　福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－①　保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
保育の質の向上に向けて職員用のポリシーブック（園の保育内容を記載した 133 頁のカラー冊子）を作り、子どもの発達に応じた保育や、園での取り組んでいる内容（異年児保育・担当制保育・食育等）や目指す保育等記載されており、全職員に配布して実施や周知に努めています。

41	Ⅲ－２－（１）－②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
指導計画の見直しは、職員会議（月１回）や各クラスのケース会議と新年度会議（3 月）で行われています。
保護者からの意見の反映は、行事（発表会・運動会等）の実施後アンケート用紙を配り、意見、提案等を聞き検討を行う取り組みがあります。保護者から出された内容や意見は、携帯アプリで知らせています。

Ⅲ－２－（２）　適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－①　アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
指導計画の責任者は主幹保育教諭とし、年間の全体的な計画・月間計画や各クラスの週の指導計画が、アセスメントに基づき作成されています。
支援困難ケースについては、個別の月間指導計画を作成し、更に園での個別の１日プログラムを作成して、子どもへの言葉かけ・支援方法・関わり方等、具体的な内容で策定されて

います。		
43	Ⅲ－２－（２）-②　定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 指導計画の評価・見直しは、全体的計画で年１回（新年度会議）、月間計画・週の指導計画は月１回の職員会議という風に、各クラスのケース会議で行われています。 指導計画の変更や見直しを行った後の伝達は、職員の共有フォルダで行われています。		
Ⅲ－２－（３）　福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）-①　子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 職員の記録については、ポリシーブックに記載された子ども（0 歳～5 才）の発達の特徴や、観察の大切なチェックポイント等を参考にして、記録に活用しています。 記録内容や記録の書き方等の指導は、主幹保育教諭により毎月１回指導が行われています。 情報の共有は、令和 3 年から園では ICT 化に取り組み、パソコンの共有フォルダで情報の共有が行われています。		
45	Ⅲ－２－（３）-②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 子どもの記録管理は園長を責任者として、個人情報の管理を行っています。 プライバシー保護規定に基づいて職員は、守秘義務等誓約書を提出しています。 個人情報保護について保護者への説明は、入園のしおりとポリシーブック（保護者に配布）で知らせています。 子どもに関する記録は事務所のカギのかかる場所に保管されており、情報開示については規程に沿って対応が行われています。		

〈内容評価基準〉

Ａ－１　保育内容

		第三者評価結果
Ａ－１－（１）　全体的な計画の作成		
A①	Ａ－１－（１）－①　保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 全体的計画の基本は運営会議（月１回）で策定され、保育内容については各クラス担当保育士により検討、立案されており年１回（3 月に）評価、見直しが行われています。 全体的な計画は保育目標に基づき、0 才～5 才迄の養護・食育・健康支援等や園の特色ある保育内容（担当制保育・異年次保育・主体性を育てる保育等）や地域行事への参加等、記載された内容になっています。		
Ａ－１－（２）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	Ａ－１－（２）－①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 子どもたちが過ごす保育室は、高い天井作りで音を分散し、床はフローリングのバリアフ		

リーの造りになっており、広い窓と全室床暖房とエアコンで温度・湿度等調整して、適切な環境を保持しています。
おもちゃは、子どもたちが取り出し易い低い位置に置き、自由に好きなもので遊びが出来る様になっています。
各クラスの保育室にソファーを置き、子どもたちがくつろげる環境を整備しています

A③	Ａ－１－（２）－②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
3才未満児は担当制保育を行ない、一人ひとりの子どもの生活リズムや発達状態に合わせた保育が行われています。
担当制にする事で子どもの情緒の安定や、保育士は子どもの小さな変化（機嫌・体調・発熱等）にも気づきやすく、保育の対応・援助に努めています。

A④	Ａ－１－（２）－③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
基本的な生活習慣を身につけるための取り組みは、見守る姿勢を大切にして、子どもが出来ない所（食事・衣類の着脱・トイレ等）を、部分的に援助するようにしています。
3才以上児の異年児保育の導入で、子どもが他の子どもたちの行動を見て学び、身につけていく事も多くなっています。
子どもたちの活動は、園庭や室内で一人ひとり好きな遊びを、自由に選んで行っています。
休息については、午睡は（約2時間）の計画で実施されています。

A⑤	Ａ－１－（２）－④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
子どもたちの遊びは自発性を大切にした、子どものやりたい遊びを自由に選択出来る（室内遊び・園庭での室外遊び）ようになっています。
園庭では3才～5才児（異年児保育）の子どもたちが一緒になって、かけっこや砂遊び等で、子ども社会の学びの場にもなっています。
5才児はプラネタリウム見学や消防署見学（地震体験等）、隣接するアクアドーム公園での遊び等が行われています。

A⑥	Ａ－１－（２）－⑤　乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐ・b・c

0才児保育は担当制保育で、応答的な養育行われています。乳児と担当保育士との愛着関係は時間をかけて行い、少しずつ慣れるように乳児と向き合いながら、子どもの状態に合わせて行われています。
体温測定を朝昼2回と機嫌が悪い時などに随時行い、健康状態や保育内容について送迎時の会話と携帯アプリの連絡帳で、保護者に伝達されています。

A⑦	Ａ－１－（２）－⑥　３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
3才未満児は、特定の保育士が養育を援助する担当制保育が行われています。一人ひとりの子どもの個性や、健康状態にあわせて行われています。
子どもたちの活動や遊びは絵本・積み木・ブロック等、興味のある遊びを選んで出来る様

になっており、子どもの自発的な活動を促す取り組みがあります。

A⑧	Ａ－１－（２）－⑦　３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
3 以上児は、異年児保育を複数担当制で行っています。年上の子、年下の子が一緒に生活や遊びを行っていますが、子どもたちの間で仲間や友だちが出来、遊びを工夫したり、教え合ったり、協力したりしています。
4～5 才児は、園内で外部体育講師による体操教室（ダンス、ボールけり、体操等）の指導を受ける取り組みがあります。
室内の遊具類は低い位置に置かれて、好きな遊びを自分で選んで出来る様に使いやすい工夫されています。

A⑨	Ａ－１－（２）－⑧　障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐb・c

〈コメント〉
子ども同士の活動の中で、障がいを持つ子どもの心や行動の変化を把握した時は、子どもの状態に合わせて、保育室内にパーテーションで落ち着ける場所を作り、昼食時のテーブルは個別にする等の、子どもの不安の緩和や気持を落ち着けるための工夫をし、話し合い等が行われています。
子どもの支援内容については、必要に応じて発達支援センターの専門員（認定心理士）に依頼して園での様子を見てもらい、具体的な支援方法の助言をもらって、保育に役立てています。

A⑩	Ａ－１－（２）－⑨　それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐ・b・c

〈コメント＞
保育は 7 時～19 時迄行われていますが、在園児間の長い 18 時 30 分以降の子どもにはおやつを提供しています。
保育士間の引き継は、居残り日誌と申し送りノートで情報の伝達を行っています。

A⑪	Ａ－１－（２）－⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
コロナ発生前までは、就学前の子どもたちは学校見学を実施していましたが、コロナ発生後は、職員が映像で小学校の様子や一日の流れを、撮って知らせる取り組みを行っています。
子どもの育ちを支える資料（保育要録）は、子どもの健康・人間関係・発達の状況等、子どもの全体像が記録されています。
就学前の保護者には、個人面談を行って保護者の思いを聞き取り、不安を軽減する機会を作っています。

Ａ－１－（３）　健康管理

A⑫	Ａ－１－（３）－①　子どもの健康管理を適切に行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
健康管理に関するマニュアルがあり、毎朝子どもたち全員の体温測定をし、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防に関しては、乳幼児を寝かせつける前に呼吸モニター（ルクミ―）を使用しています。睡眠時チェックは 0 才児は 5 分、1 才児は 15 分、2 才児は 30 分毎に、体位と睡眠状況の観察を行い、健康管理に努めています。

A⑬	Ａ－１－（３）－②　健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 内科検診・歯科検診は、年 2 回（5 月・11 月）実施されています。検診の結果は保護者には携帯アプリで知らせると共に、紙面での個別の報告が行われています。		
A⑭	Ａ－１－（３）－③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 アレルギー疾患のある子どもに対しては、医師に診断された内容に従って、個人の昼食献立表を作成して保護者に渡し、適切な昼食が提供出来る様に努めています。 食事を並べるトレイの色（クリーム色）を変え、名前表示や担当職員が、準備した食事を、子どもに直接届ける方法等、適切な対応が出来る様に努めています。		
Ａ－１－（４）　食事		
A⑮	Ａ－１－（４）－①　食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 3 才未満児の食事は、広い園庭が見えるランチルームでのセミバイキング方式で行われています。子どもたちは手洗い後木製のトレイを持って並び、保育士は一人ひとりに食べる量を聞きながら配食を行っています。温かいご飯とおかずを入れてもらった後は、好きな場所のテーブルで向き合って食事をしています。 食後は子どもたち一人ひとりが決まった場所に、使用した食器をきれいに重ねて、並べて片づけるまでの習慣が、自然に行われています。		
A⑯	Ａ－１－（４）－②　子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 食材は旬の産地のものを使い、おやつは手作りを提供しています。 季節感のある食事（たけのこご飯・赤飯等）や、食の楽しい体験（石焼器を使った焼き芋・炭焼によるパン、ウインナー焼き等）が、工夫して行われています。 子どもたちの残食量や子どもの嗜好等は、給食日誌記録で把握に努め、調理法や献立の中に反映出来る様に努めています。 安心して食べる食事を提供するため、衛生管理マニュアルに基づき、使用する食器・食品の管理が行われています。		

Ａ－２　子育て支援

		第三者評価結果
Ａ－２－（１）　家庭との緊密な連携		
A⑰	Ａ－２－（１）－①　子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	ⓐ・b・c
家庭との日常的な連携は、送迎時の会話や携帯アプリの連絡帳での情報交換が行われています。 年 2 回個別面談を実施して、家族の希望の聞き取り、6 月には保育参観を実施して子どもの成長を共有する取り組みがあります。		
Ａ－２－（２）　保護者等の支援		
A⑱	Ａ－２－（２）－①　保護者が安心して子育てができるよう支援を行っ	ⓐ・b・c

	ている。	

〈コメント〉
個人面談時や日常の保護者からの相談内容・質問は、具体的に「保護者の声」として記録されています。
相談内容については、クラス会議で話し合いが行われており、必要時は運営会議（園長・副園長・主幹保育教諭等）で検討される仕組みがあります。
検討された会議内容の共有は、職員は共有フォルダで、情報と共通理解が出来る取り組みとなっています。

A⑲	Ａ－２－（２）－②　家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
虐待の早期発見は、各クラス担任が着替えの時の子どもの体の皮膚等の状態観察や、表情の変化等の観察で、注意を払っています。虐待の可能性があると感じた時は、対応・通報体制が定められており、状況に応じて経過観察を行い、関係機関へ連絡（子ども保健課・児童相談所等）する等の体制と取り組みがあります。
職員への情報共有は、共有フォルダで行われています。

Ａ－３　保育の質の向上

		第三者評価結果
Ａ－３－（１）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	Ａ－３－（１）－①　保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
保育実践の振り返りは、クラス会議（月１回以上）や、2 週間に 1 回主幹保育教諭とのフィードバックミーティングでの個人面談が行われて、保育改善に向けて取り組んでいます。
職員には園で作成された「秩序のルールガイドブック」で、組織内での共通ルールとしての言葉の使い方や呼称等を、具体的に明示して質の向上に努めています。

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	38	7	0
内容評価基準（評価対象Ａ）	20	0	0
合　　計	58	7	0